

平成12年 5 月19日

土木事務所建築課（係）長 様

建 築 住 宅 課 長

工作物の高さの算定について（通知）

近年、携帯電話の普及にともない各地に無線鉄塔の建設が多々見受けられます。

これらの鉄塔等のうち建築基準法施行令第138条第1項第2号の場合における高さについて疑義が生じていますので、以下のとおり取り扱うことにします。

記

無線アンテナを支持する部材の最高の高さによる。

（法文の解釈）

柱は、「直立して他の荷重を支え持つ材」であり、社会通念上、柱のみで設置されることは考えづらい。このことから施行令第138条第1項第2号に掲げる鉄筋コンクリート造の柱等についても無線アンテナ、ネット、電線等が付随する場合を想定しているものと解される。

したがって、鉄筋コンクリート造の柱等が付随する無線アンテナ、ネット、電線等の高さは含めないものとする。

